

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

岐阜県素材流通協同組合
平成25年11月5日制定
令和7年5月9日改正

1 自主行動規範の趣旨

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスについて、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることの証明及びライフサイクル GHG の算定に必要な情報の収集・管理・伝達の実施に当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

2 FIT・FIP 制度の推進

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）以下、「再エネ特措法」という。）に基づく平成29年3月14日経済産業省告示第35号において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

このため、FIT・FIP 制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが円滑に、かつ、秩序をもって供給されることが必要である。

また 令和4年度以降の FIT・FIP 認定案件（1,000kW 以上）については、ライフサイクル GHG の基準が適用されることから、発電事業者によるライフサイクル GHG の算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されることが必要とされている。

3 取組内容

（1）木質バイオマスの発電利用の取組の促進

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスの利用を推進することに努めるものとする。

(2) 関係者間の連携

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスの安定的な供給等の観点から、関係者間での連携を図るものとする。

(3) 既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

当組合は、発電利用に供する木質バイオマスの供給に当たっては、製材、合板、木質ボード及び製紙等既存利用に影響を及ぼさないよう適切な配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

4 会員事業者等の認定

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に即して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当組合の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給（ライフサイクル GHG の算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取り組みを含む）に努めるものとする。

5 情報公開

当組合は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表するものとする。